

Q 会社が倒産したときの未払い賃金はどうか

A

<倒産と賃金債権>

使用者が倒産した場合の賃金債権の取扱いは、倒産手続の種類により異なります。

清算を目的とする破産の場合、賃金債権の少なくとも一部については先取特権が成立し、破産手続の中で、優先破産債権として、他の一般破産債権に優先して配当を受けられます。この先取特権は、株式会社や有限会社などの場合は、雇用関係に基づき生じた債権の全額につき成立しますが（商法 295 条、有限会社法 46 条 2 項など。社内預金は通常これに当たらないとの説が有力です）、それ以外の使用者については、従業員の最後の 6 ヶ月間の給料（民法 306 条 2 号および 308 条）に限られます。

最後の 6 ヶ月間の給料とは、退職金と賃金を含めて、賃金の最後の 6 か月分に相当する額をいいます（最三小判昭和 44・9・2 江戸川製作所事件民集 23 巻 9 号 1641 頁）。

もともと、優先破産債権も抵当権などに基づく別除権や財団債権には劣後しますので、労働者は實際上全額の弁済を受けられないことも多くなります（民法 324 条により、農工業労働者の生産物・製作物について動産先取特権が成立する場合は、別除権が与えられます）。ただし、破産宣告後に労働契約につき解約が申し入れられた場合には、契約が終了するまでの賃金債権は財団債権となり（破産法 47 条 8 号）、随時支払を受けられます。

次に、再建を目的とする会社更生手続においては、手続開始決定前 6 ヶ月以内（会社更生法 119 条。退職金については 119 条の 2 により制約があります）、および手続開始後に生じた賃金（208 条 2 号）は共益債権となり、更生債権や更生担保権に先立ち、随時弁済を受けることができます（209 条）。それ以外の賃金債権は更生債権となりますが、一定の優先的取扱いを受けることができます（228 条 1 項 2 号）。会社再建のために労働者の待遇を強化したものです。

他方、新たな再建型の倒産手続である民事再生法のもとでは、優先的な取扱いを受ける債権の範囲は、破産の場合の優先破産債権と同様ですが、債権の届出・確定・配当というプロセスを要する破産手続とは異なり、一般優先債権として随時弁済を受けることができます（民事再生法 122 条）。再生手続開始

後に生じた賃金債権も、共益債権として随時弁済されます（同法 119 条 2 号）。これに対し、一般優先債権に当たらない賃金債権や社内預金債権は、民事再生計画のもとで弁済が制約されることがあります。

なお、以上のような労働債権の取扱いに関しては、平成 12 年 12 月に発表された「労働債権の保護に関する研究会」の報告書において、労働債権の優先順位を引き上げるなどの提言が示されています。

<賃金の立替払い>

さて、以上とは別に、賃金の支払の確保等に関する法律（賃確法）のもとで、政府が、未払賃金の立替払を行う場合があります。すなわち、事業主が倒産した場合（破産宣告や賃金更生手続開始決定などがあった場合）や、中小企業につき事業活動が停止して再開の見込みがなく、また支払能力がないことが労働基準監督署長により認定された場合には、一定の要件をみたす労働者の請求により、政府が未払賃金の一定部分を立替払いするものとされています（7 条）。

こうした手続により立替払の請求をなしうるのは、破産等の申し立てがあった日、または中小企業についての事実上の倒産の認定申請がなされた日の 6 ヶ月前の日から 2 年以内に、当該事業を退職した労働者です。また、立替払の対象となりうるのは、請求日までに支払期が到来している 2 万円以上の賃金債権で、原則として未払分の 8 割に相当する額です（一定の上限が設定されています。）。この手続の利用については、労働基準監督署で相談してみるとよいでしょう。

なお、建設業においては、建設業法により、一定の請負業者に対し、その下請業者の労働者の賃金につき支払が滞った場合に、建設大臣または都道府県知事が立替払を勧告できる制度があります（建設業法 41 条 2 項）。